

知人から誘われた仮想通貨への投資 もうかるはずが…

知人に勧められて、投資の説明会に行った。「仮想通貨を購入すると価値が上がる」と言われ、約100万円を振り込んだ。

「1年経ったら会社が買い取る」と言われていたが業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。

(40歳代 女性)



ひとことアドバイス

- 知人から説明会やセミナー等に誘われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入したところ、もうかるどころか支払ったお金も戻ってこないという相談が寄せられています。
- 仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクを伴うため、将来必ず値上がりするものではありません。仕組みや取引に伴うリスク等がよく分からなければ決して契約しないでください。
- 仮想通貨交換業の登録がなければ、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスは行うことができません。



不安を感じたときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン 188)

詐欺にあわない





生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

注文していない健康食品・サプリメント等が届いたり、「今から商品を送付します」という

電話がかかってきたことはありませんか？

これは「送り付け商法」といい、実際に商品を送ることで、すぐに代金を払わなくては…と思わせる手口です。

もし身に覚えのない商品が届いても、すぐに代金を振り込まず、はっきり断る・受取拒否する・家族等に相談するなどして、被害に遭わないようにしましょう。



「保険金が使える」という住宅修理サービスでのトラブルに注意！

雪害等の自然災害の多い年は、住宅の損害に対して「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと勧誘される住宅修理工事契約についてのトラブルが増えてきます。この勧誘は、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。火災保



険の請求は、基本的に本人が行わなければならない、また、保険金が下りるかどうかは補償内容を確認する必要があります。「保険金が使える」と勧誘されたときは、すぐには契約せず、まずは損害保険会社か代理店に相談しましょう。また、工事を依頼する際には、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

4月・5月の消費生活法律相談

4月12日(木) 13:30~15:30

5月10日(木) 13:30~15:30

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072